試　験　地	種　　別	受　験　番　号	氏　　名

２建実

受験地変更者は上欄のほか，本日の受験地と仮受験番号を記入してください。

本日の受験地＿＿＿＿＿＿＿＿　仮受験番号　仮ー＿＿＿＿＿＿

平成 16 年度
２級建築施工管理技術検定試験
実地試験問題

次の注意事項をよく読んでから始めてください。

〔**注　意　事　項**〕

1．ページ数は表紙を入れて**６ページ**です。

2．試験時間は，**13 時 40 分から 15 時 40 分**です。

3．試験問題は**５問題**です。**全問解答**してください。

4．解答は，**別の解答用紙**の定められた範囲内に，**黒鉛筆か黒シャープペンシル**で記入してください。

5．この試験問題用紙は，実地試験の試験終了時刻まで在席した方のうち，希望者は持ち帰ることができます。
途中退席者や希望しない方の試験問題用紙は，回収します。

問題１　あなたが経験した**建築工事**（土木工事，設備工事などを除く）のうち，あなたの受験種別に係る工事を１つ選び，下記に示す工事概要を記入した上で，次の問いに答えなさい。

〔工事概要〕

イ．工　事　名

ロ．工 事 場 所

ハ．工事の内容　（新築等の場合：建物用途，構造，階数，延べ面積又は施工数量
改修等の場合：建物用途，主な改修内容，施工数量又は建物規模）

ニ．工　　期　（年号又は西暦で年月まで記入）

ホ．あなたの立場

ヘ．あなたの具体的な業務内容

1.　上記の工事概要であげた工事で，あなたが実際にかかわった工種名（土工事，塗装工事など）を１つあげ，下記の項目から**３つ**選び，それぞれについて工事の施工計画上**実際に留意又は検討した内容**を具体的に記述しなさい。

〔**項目**〕

「工事の方法」

「材料の搬入・保管」

「資機材の揚重・仮置きの方法」

「作業床・足場の設置」

「養生の方法」（ただし，労働者の安全に関する養生を除く）

「確認・検査の実施方法・時期」

「他の関連工事との調整」

2.　上記の工事概要であげた工事にかかわらず，あなたの工事経験に照らして，1.で選んだ項目以外の残り４項目のうちから２項目を選び，工事の施工計画上**留意又は検討すべき事項**を具体的に記述しなさい。

問題 2　下記の建築工事に関する用語のうちから５つを選び，その**用語の説明**と**施工上の留意事項**を具体的に記述しなさい。

ただし，材料に不良品はないものとし，また，留意事項には作業上の安全に関する記述は除くものとする。

ベンチマーク	足場の建地
地盤アンカー工法	砂利地業
型枠の根巻き	コンクリートの回し打ち
リーマーがけ	モルタルの付(つけ)送り
板金のろう付け	パテかい
あばら筋	壁紙の袋張り
ガラスブロック積み工法	サッシのかぶせ工法

問題 3　下記に示すネットワーク工程表について，次の問いに答えなさい。

なお，作業を表す矢印の上段は作業名，下段は所要日数を示す。

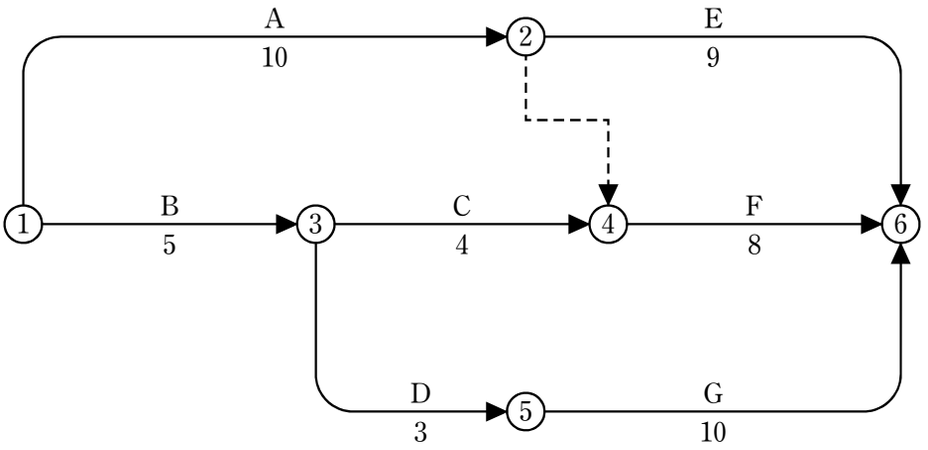

1.　①から⑥までの総所要日数を求めなさい。

2.　上記1.の総所要日数を2日間短縮するとき，作業Gの所要日数を最小限何日短縮しなければならないか，日数で求めなさい。

　ただし，作業A，B，C，Dの所要日数は変えないものとする。

3.　上記工程表中の○印の呼び名を答えなさい。

問題 4　次の文章中，下線部の語句が適当なものは○印，不適当なものは適当な語句を解答欄に記入しなさい。

1.　型枠の構成部材としての<u>支柱</u>には，タイル張り，モルタル塗り，塗装などの仕上げと下地コンクリート面との接着力を低下させないものが要求される。

2.　仕上工事の墨出しにおいては，水平・鉛直の基準線や各仕上面を床・柱・壁などに標示するが，仕上面を直接標示できない場合は，<u>心墨</u>で標示する。

3.　掘削工事において，根切り底を深く掘りすぎたり，乱したりしたときには，<u>シルト</u>や粘性土の場合は砂質土と置換して締め固めるなどによって，自然地盤と同程度の強度にする必要がある。

4.　建築用仕上塗材仕上げの下地コンクリートの乾燥が不十分な場合には，塗膜の付着性の低下，塗膜表面へのエフロレッセンスの発生，<u>下地</u>のはがれやふくれなどの原因となることがある。

問題 5　「建設業法」,「建築基準法」及び「労働安全衛生法」に定める下記の各法文において，それぞれ誤っている語句の番号を１つあげ，それに対する正しい語句を解答欄に記入しなさい。

1. 建設業法

「元請負人は，下請負人①からその請け負った建設工事が完成した旨の通知②を受けたときは，当該通知②を受けた日から 20 日以内で，かつ，できる限り短い期間内に，その完成を確認するための調査③を完了しなければならない。」

2. 建築基準法

「法第 6 条第 1 項の（建築主事の確認を受けた）建築，大規模の修繕①又は大規模の模様替の工事の設計者②は，当該工事に係る設計図書③を当該工事現場に備えておかなければならない。」

3. 労働安全衛生法

「事業者は，労働者①を雇い入れたときは，当該労働者①に対し，厚生労働省令で定めるところにより，その従事する業務に関する安全②又は衛生のための訓練③を行なわなければならない。」